

令和8年6月16日
北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

| 業 者 名 | 住 所 |
|-----------------|--------------------|
| 一般社団法人 道南森林整備機構 | 北海道檜山郡江差町字南が丘7番地63 |

2 指名停止の期間 令和8年6月17日から令和8年9月16日まで（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

えぞ林業共同事業体（代表者 一般社団法人道南森林整備機構、構成員 合同会社フォレスト）が渡島森林管理署から受注した「7年度渡島署【良留石地区】保全整備（保育間伐）第2号」及び「7年度渡島署【美利河地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第3号」において、事業期間を経過しても事業が完了しないため契約違反となった。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

【問い合わせ先】

北海道森林管理局総務企画部経理課
電話番号：011-622-5214